

三菱電機デジタルイノベーション株式会社
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させ、全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性および女性労働者の育児休職等と育児目的休暇の取得割合を90%以上とする。

<対策>

●令和7年4月～

- ・毎年、育児休職、育児目的休暇等の両立支援状況、両立支援のための取組成果等を把握し、改善点がないか検討する。

目標2：労働者の月間時間外時間数の平均を各月20時間以下とする。

<対策>

●令和7年4月～

- ・長時間労働抑制に対する方針を徹底すると共に、毎月部門毎に就業時間実績を周知し、就業実績を把握の上、管理を徹底する。
- ・業務のDX化による効率化を行う。

以上